

建築基準法と下水道法の関係について

下水道法において、排水区域内においては下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならぬという義務が課せられており、これを前提として、建築基準法第31条第1項では、処理区域内においては便所は公共下水道に連結した水洗便所としなければならぬ旨を規定している。

下水道法第10条第1項

公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(排水設備)を設置しなければならぬ。
ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。



建築基準法第31条第1項

下水道法に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

(※処理区域は排水区域のうち、排除された下水を終末処理場において処理することができる区域)

建築基準法第85条について

- 建築基準法第85条では、災害時における応急仮設建築物に対する制限の緩和を規定しており、同法第31条第1項は適用除外とされる。
- 建築物には建築設備(浄化槽、排水管等)が含まれるため、仮設の建築設備のみを応急仮設建築物として扱うことができる。したがって、小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても同法85条が適用されないわけではない。災害時にはなく、災害時に公共下水道に接続しない合併処理浄化槽を使用することは可能。

※1 建築物 … 建築設備を含むものとする。(法第2条第1号)

※2 建築設備 … 汚物処理の設備…(法第2条第3号)

○建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)(抄) (便所)

第三十一条 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次に該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合には、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条(第二十五項を除く。)、第十九条、第二十一条、第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第三十六条、第二十一条、第二十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。

3~5 (略)

○下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)(抄)

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

三 道路(道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の公共施設(建築物を除く。))の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2・3 (略)